

独立行政法人改革の動向について

独立行政法人の制度・組織改革のイメージ

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

廃止
国立平和祈念事業特別基金
国立大学財務・経営センター
日本万国博覧会記念機構

将来民間移管
空港周辺整備機構

民営化・他の法人制度を活用

●特殊会社化

・国の関与の下で政策上必要な業務の的確な実施を確保しつつ、会社法のガバナンスに基づく企業の経営により事業を効率的・機動的に実施

(例) 農林漁業信用基金、日本貿易保険

●医療関係法人

・医療法の体系を活用しつつ、経営の自律化と医療機能の強化を実現

(例) 国立病院機構、労働者健康福祉機構

●個別法により設立される法人

・医薬の検査等国民の生命に直結する業務を実施し、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスの強化と機動的な経営確保を実現

(例) 医薬品医療機器総合機構

・国民の財産の保全・運用等の重要な業務を行い、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスを強化

(例) 年金積立金管理運用独立行政法人

●民間法人化

・民間法人として事業を実施

(例) 海上災害防止センター

●法律等により在り方の見直しが予定されている法人

(例) 国立公文書館、年金・健康保険福祉施設整理機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター等

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築

成果目標達成法人

研究開発型

・研究開発面における国際水準にも即した目標設定・評価のため、研究評価委員会(外国人も参加)の設置を法定。

・司令塔機能を果たす戦略本部による関与(国際水準で統一的な評価指針の整備、点検等)との関係を整理し、効率的・効果的な機能強化。

・研究開発の特性に関連した制度運用(国際的頭脳循環の促進、自己収入の扱い、会計基準の在り方、適切な中期目標期間の設定等)について、適切な内容となるよう、関係部局とも協議し、対応。

・支出の内部チェック等の取組を強化。

・研究体制の機能強化に併せて組織を統合(ふさわしい名称の在り方も検討)。

文化振興型

・重要事項等を審議する機関を設置
・機動的な収蔵品購入や修復のための基金の創設
・自己収入に関する目標の設定
・国際的な情報発信力の強化、資産の有効活用等の観点から組織を統合

大学連携型

・重要事項等を審議する機関を設置
・大学関係者と連携した運営方法の共通性等の観点から組織を統合

金融業務型

・法人の財務を点検する体制の整備
・金融庁検査になじむ事務事業について、金融庁検査の導入を検討

国際業務型

・海外事務所評価の共通ルール設定
・ワンストップサービス実現のため、海外事務所を機能的に統合
・機能強化等の観点から在り方を協議

人材育成型

・適正な受益者負担の確保
・就職率向上等目標の明確化
・教育機能強化等の観点から組織を統合

行政事業型

・事業内容が個別法令に規定されている事業の財源の補助金化
・主務大臣が毎年業務内容を評価、第三者機関が点検

その他

・共通ルールを適用

行政執行法人

・国の責任と判断の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人について、主務大臣が責任を持って効率的・効果的な運営を確保。

・国の指示した目標のもと、単年度で業務運営。簡素な意思決定の仕組みを整備。

・単年度の財政措置が原則。合理的な理由がある場合は繰越も認める。

(例) 造幣局、農林水産消費安全技術センター、駐留軍等労働者労務管理機構等

国移管

国において事務・事業を実施することが適当な法人(徹底的な合理化の上、国へ移管)

共通ルール	組織	・不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正命令等の必要な措置。 ・監事に対し調査権限機能を付与。不適切な業務運営を行った場合等の役員の責任を明確化。 ・役員の任命については公募を活用。
	財務	・交付金について事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握。 ・不適切な支出と不要資産の留保を防止する仕組みを強化。 ・自己収入目標を設定させ、国の財源に依存しない経営を促進。 ・自己収入を増加させた場合におけるインセンティブを強化。
	評価・目標	・主務大臣が一貫して目標設定、評価。 ・中期目標期間終了時等に法人の存続性が認められない場合、主務大臣が法人の廃止を判断。
	透明性	・第三者機関による点検により「お手盛り」を防止。併せて行政評価・監視、行政事業レビュー等を活用。 ・国民説明会の実施など情報公開を強化。法人から関連会社等への再就職を法律により規制。 ・事業別のセグメント情報を充実するとともに、交付金投入につき業務達成基準を原則採用。

平成 24 年 1 月 20 日閣議決定

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（抜粋）

Ⅱ 独立行政法人の制度の見直し

1. 法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

(1) 成果目標達成法人

成果目標達成法人は、多種多様な事務・事業を実施しており、それぞれに期待される政策実施機能も様々であることから、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、一定の類型化を行った上で、当該類型に即したガバナンスを構築することとし、その具体的な内容については、別紙で示した類型に即し、必要に応じ個別法も含めた法制的な対応（ふさわしい名称を含む。）を行う。

④ 金融業務型

政策的手段として出融資、債務保証等といった金融的手法による事務・事業を行っている法人類型

【構築すべきガバナンス】

- ・ 法人の財務状況を専門的に点検する体制の整備を図り、内部ガバナンスをより高度化する。
- ・ 金融庁検査がなじむ業務について、主務省と金融庁との連携、検査体制の整備を図った上で、金融庁検査を導入する。

Ⅲ 独立行政法人の組織の見直し

各独立行政法人の組織について高ずべき措置は、別紙のとおりである。

(別紙) 各独立行政法人について講ずべき措置

【勤労者退職金共済機構】

- 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。

平成 24 年 1 月 19 日

行政刷新会議 独立行政法人改革に関する分科会 報告書（抜粋）

(別紙) 各独立行政法人について講ずべき措置

○ 勤労者退職金共済機構

- ・ 本法人は、中小零細企業で働く労働者のため、公的な性格を有する中小企業退職金共済制度（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）に基づき制度の根幹部分を国が決定する）の普及・運営が主たる業務であって、高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人として位置付けることが適当である。

○ 労働者健康福祉機構及び国立病院機構

- ・ 労働者健康福祉機構については、移行に当たって、労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業に限定すべきであり、このような観点から、未払賃金立替払事業は勤労者退職金共済機構に移管することが適当である。